

「社会福祉協議会会費」について

北栄町社会福祉協議会

1 趣旨

- (1) 社会福祉協議会(略称「社協」)は、社会福祉法に基づき、「地域福祉の推進をはかることを目的」に組織されている民間の福祉団体(社会福祉法人)です。全国の各都道府県・市町村に設置されています。
- (2) 北栄町社協は、自治会・行政・福祉関係者などとの連携を基に、小地域での福祉活動のより一層の推進をはかり、「誰もが安心して暮らせる福祉の町づくり」を目指して活動しています。
- (3) 北栄町社協の活動の趣旨に御理解いただき、町民のみなさんや法人の方々に会員となっただき、北栄町内の支え合い活動を進めています。その財源として、会員のみなさんに会費の御協力をお願いしています。

2 納入方法

町民のみなさんに会費の御協力をお願いしていますが、自治会が地域住民を代表する団体で、自治会と社協が地域福祉向上のために一緒に活動を進めていくことが、最も効果的であると考えられたことから、以前から自治会を通じて会費のとりまとめをお願いしています。

毎年、会費の御協力が得られるのは、自治会関係者みなさんの御協力のおかげです。引き続き御理解と御協力をよろしくお願いします。

3 活用

御協力いただいた会費、香典返し等の寄付金は、「自治会への福祉活動推進助成金の交付」「いきいきサロン」「食事サービス」などの地域福祉事業に活用させていただいています。

御協力いただいた会費等の金額、活用内容等の詳細は、7月全戸配布の社協広報誌で、毎年報告しています。

※「福祉活動推進助成金」 地域の活性化をはかることを目的として、いきいきサロン・運動会・世代間交流活動等の自治会でのコミュニケーション事業に助成をしています。助成金額は、1自治会、均等割・1万円、世帯割・1世帯・300円です。

社協会費の種類

種類	年額	令和元年度実績
普通会費	一世帯 1,000円	4,450世帯 4,419,551円
法人会費	一口 3,000円	109社 373,000円